

佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金交付要綱

平成20年4月1日生産支第010008号生産振興部長通知
平成21年3月26日生産支第012507号生産振興部長通知
平成22年3月31日生産支第011622号生産振興部長通知
平成23年7月19日生産支第676号生産振興部長通知
平成24年3月28日生産支第1915号生産振興部長通知
平成24年6月25日生産支第636号生産振興部長通知
平成24年10月11日生産支第1237号生産振興部長通知
平成25年3月27日生産支第2300号生産振興部長通知
平成27年4月1日生産支第822号生産振興部長通知
平成28年3月29日生産支第2758号生産振興部長通知
令和2年3月31日生産支第3170号農林水産部長通知
令和2年9月1日生産支第1352号農林水産部長通知
令和3年4月1日生産支第50号農林水産部長通知
令和4年3月28日生産支第2992号農林水産部長通知
令和6年3月26日生産支第2450号農林水産部長通知
令和7年3月25日生産支第2889号農林水産部長通知
最終改正 令和7年3月26日生産支第2903号農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 知事は、イノシシ等による農作物被害の防止を図るため、市町が行う事業に要する経費、及び市町、農業協同組合、森林組合、狩猟者団体、佐賀県の現地機関等関係機関等で構成されており、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある組織又は団体（以下「協議会」という。）が行う事業に要する経費、並びに農家2戸以上が構成員に含まれている団体であり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体（以下「任意団体」という。）が行う事業に要する経費に対して市町が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費、要件及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象経費、交付の要件及び対象経費に対する補助率は別表のとおりとする。

2 補助事業者は、自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接

- 的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

- 第3条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。
- 2 前項に定める補助金交付申請書の提出に当たり知事は、事業要望等を基に予算の範囲内で内示を行うものとする。
- 3 第1項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。
- 4 協議会及び市町(以下「補助事業者」という。)は、第1項の補助金交付申請書を提出するに当たって、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。
- 5 規則第4条第3項に規定する補助金の交付の申請が到達してから、当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

- 第4条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分を変更する場合においては、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、かつ、事業費の30%未満の増減の変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領(平成24年10月9日付)のとおり県内企業と契約するように努め、原則として2者以上による入札や見積合わせを実施して業者を決定すること。なお、単一業者との随意契約については、次に掲げる場合とし、その理由を契約関係の書類に添付しておくこと。
- ア 特許品、特殊技術製品又は特殊規格品でその取扱店が一店のみであり、事実上2人以上の者から見積書を徴することができないとき。
- イ 1件の購入予定金額が10万円未満の契約に当たり、確実に契約の履行が確保できる見込みのあるとき。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類(以下「帳簿等」という。)を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。ただし、補助事業に

より取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「財産」という。）で処分制限期間を経過しない場合においては、処分制限期間を経過するまで、帳簿等を保管しなければならない。

- (7) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (8) 規則第22条本文の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し第2条第2項及び第3項並びに本項(1)から(8)までに規定する条件のほか次に掲げる条件を付すること。

この場合において第2条第2項及び第3項並びに本項(2)から(8)まで及び佐賀県ローカル発注促進要領の中、「補助事業」とあるのは「間接補助事業」と、「知事」とあるのは「市町長」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、「県」とあるのは「市町」とそれぞれ読み替えるものとする。

ア 規則第8条第2項各号に規定する事項が生じたときは、間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

イ 間接補助事業者が、間接補助金の他の用途への使用をし、その他間接補助事業に関して、間接補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

- (10) 知事は、補助事業者が第2条第2項の規定に該当することが判明したときは、規則第16条第1項の規定を準用する。

- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第5条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

なお、別表の区分3の事業を実施した場合は、実績報告書の提出に当たっては、原則として現地確認を行うものとする。

ただし、以下の資料を提出した場合は、これをもって現地確認に代えることができるものとする。

- (1) ワイヤーマッシュ柵・電気柵の設置場所が分かる地図
- (2) ワイヤーマッシュ柵・電気柵の納品書の写し
- (3) ワイヤーマッシュ柵・電気柵の納入写真
- (4) ワイヤーマッシュ柵・電気柵の成工写真

- 2 第3条第4項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第4項ただし書きに該当した各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 第3条第4項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第

4号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

- 4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）の日から起算して、30日を経過した日、又は補助金の交付の決定に係る年度の末日（補助金が全額概算払で支払われた場合は、翌年度の4月30日）のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

（補助金の交付）

第6条 この補助金は、概算払で交付できるものとする。

なお、別表の区分3の事業を実施した場合は、概算払請求に当たっては、原則として現地確認を行うものとする。

ただし、以下の資料を提出した場合は、これをもって現地確認に代えることができるものとする。

（1）ワイヤーメッシュ柵・電気柵の納品書の写し

（2）ワイヤーメッシュ柵・電気柵の納入写真

- 2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第5号又は様式第6号のとおりとし、その提出部数は1部とする。

（財産処分の制限）

第7条 規則第22条ただし書きの規定による財産の処分を制限する期間は、原則、次の表のとおりとする。ただし、その他のもの又は、次の表に記載する財産であって、財産の材質により財産処分の制限をする期間までの使用が困難なものについては、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）を参考に定めることとする。

財 産 名	財産処分の制限をする期間
電 気 柵	8 年
ワイヤーメッシュ柵	14 年

（書類の経由）

第8条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、所轄農林事務所地域農業振興センター（杵藤農林事務所管内は藤津農業振興センター）を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

ただし、アライグマの捕獲報償金については、平成23年8月1日以降に捕獲されたものを対象とする。

附 則

この要綱は、平成 24 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年度分の補助金から適用する。

別表

区 分	対象経費	交付要件	補助率
1 イノシシ・アライグマ捕獲報償金交付事業	協議会が、前年度又は当該年度に佐賀県で狩猟者登録を受けた者で、かつイノシシ又はアライグマを有害鳥獣捕獲した者に対し、捕獲報償金を交付するために要する経費。(ただし、協議会が当該年度の事業の対象として区分できるもので、かつ、当該年度に捕獲確認を実施した個体に限る。)なお、非狩猟期と狩猟期の有害鳥獣捕獲頭数を明確に区分する。	次に掲げる全ての要件を満たすこと。 1 事業を実施する市町又は協議会を構成する全ての市町、任意団体が所在する全ての市町が、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 4 条に規定する被害防止計画を作成していること、又は事業実施年度に作成することが確実に見込まれること。 2 事業を実施する市町又は協議会を構成する全ての市町、任意団体が所在する全ての市町が、佐賀県における野生鳥獣による農作物の被害状況調査要領に基づき被害状況等を報告していること、又は報告することが確実に見込まれること。 3 イノシシ・アライグマ捕獲報償金交付事業のうち狩猟期の捕獲については、市町の有害捕獲従事者数、捕獲月日、捕獲場所※、雌雄、体重、頭胴長、捕獲方法、イノシシにあつては加えて捕獲場所※ごとのわなの設置数、捕獲に要した日数をホームページに公開すること。 ※捕獲場所の区分は、町・字等被害防止計画の見直しに資する範囲で市町（協議会）が設定すること。 4 電気柵設置事業を実施する場合は、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 生産第 9423 号農林水産事務次官依命通知）に規定する採択要件を満たしていないこと。 5 電気柵設置事業を実施する場合は、設置するほ場に対し電気柵又はワイヤーメッシュ柵が適切な規模であること。	イノシシ又はアライグマの捕獲頭数を基に算定した定額とする。ただし、対象経費の 1/2 以内で、かつ、有害鳥獣捕獲で捕獲されたイノシシ 1 頭当たりの県費上限額は、2,500 円、アライグマ 1 頭当たりの県費上限額は 1,000 円とする。
2 電気柵設置事業（国庫事業の要件を満たさないもの）	農家・地域住民等参加型の直営施工により電気柵を設置するために要する資材費。 ただし、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）で定める離島振興対策実施地域においては、ワイヤーメッシュ柵を設置するために要する資材費及び運搬に要する経費も対象とする。		対象経費の 1/3 以内。 ただし、対象経費の上限は、電気柵 1 セット（2 段張りの柵線の延長が概ね 500m となるために必要な機材）当たり 65,000 円とする。

様式第 1 号

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所
氏名

令和 年度佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり佐賀県イノシシ等被害防止対策事業を実施したいので、佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金 金 円を、交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容、経費の配分及び収支予算書（別紙 1）
- 3 事業計画書（別紙 2）
- 4 イノシシ等有害鳥獣による農作物被害金額の現状と目標

現状（令和 年度）	目標（令和 年度）	増 減
千円	千円	千円

- （注） 1 被害金額は、事業主体が任意団体の場合のみ記入する。
2 目標の年度は、事業実施年度とする。

- 5 事業完了予定年月日 令和 年 月 日
- 6 誓約書（別紙 3）

別紙 1

1. 事業の内容及び経費の配分

(単位：円)

区 分	事業量	事業費	負担区分			備 考
			県費補助金	市町	その他	
1 イノシシ・アライグマ捕獲報償金交付事業	非狩猟期（4 月～10 月） 単価×頭					
	狩猟期（11 月～3 月） 単価×頭					
2 電気柵設置事業	電気柵 単価×セット数、距離 ワイヤーメッシュ m 当たり単価×距離					
計						

2. 収支予算書（収支精算書）

1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
1 県費補助金					
2 市町費					
3 その他					
計					

2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
1 捕獲報償金交付事業 (1) 非狩猟期 (2) 狩猟期					
2 電気柵設置事業					
計					

予算議決（又は予算議決予定） 令和 年 月 日

(注) 予算議決（又は予算議決予定）は、補助事業者が市町の場合のみ記入する。

別紙2

令和 年度佐賀県イノシシ等被害防止対策事業計画書（事業完了報告書）

1 関係市町名

関係市町名	関係旧市町村名

2 事業実施体制

（1）事業主体の概要

事業主体の名称 及び代表者名	設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容

（注）任意団体については、「事業主体の名称及び代表者名」及び「設立年月日」のみを記入すること。

（2）被害防止計画の作成状況

市町名	作成年月日（予定年月）

（注）被害防止計画が作成されていない場合は、作成を予定している年月を記入すること。

3 事業の内容

（1）イノシシ・アライグマ捕獲報償金交付事業

市町名	有害鳥獣捕獲頭数 非狩猟期（4月～10月）		有害鳥獣捕獲頭数 狩猟期（11月～3月）	
	イノシシ	アライグマ	イノシシ	アライグマ
計				

(2) 電気柵設置事業

ア 電気柵設置事業における電気柵・ワイヤーメッシュ柵の設置計画(実績)

市町名	地区名 又は 集落名	柵の種類	受益			侵入防止柵 の延長(m)	事業費 (円)
			主な 作物名	戸数 (戸)	面積 (ha)		
計							

(注) 事業実施年度において、地域農業振興センターが作成する普及指導計画書にイノシシ被害対策モデル集落として位置付けられている地区又は集落については、地区名または集落名の始めに○を記入すること。

イ 地区又は集落における被害防止活動計画(実績)

地区名 又は 集落名	活動年月日	活動内容

ウ 地区又は集落における国庫事業等による電気柵の整備状況

地区名 又は 集落名	国庫事業等名	実施 年度	事業内容		
			柵の種類	受益面積 (ha)	延長(m)

(注) 計画された事業についても記入すること。

4 添付資料

- (1) 事業主体の規約
- (2) 被害防止計画
- (3) ワイヤーマッシュ柵・電気柵の設置場所が分かる地図
- (4) 有害鳥獣捕獲で捕獲されたイノシシ・アライグマに関するデータ（別紙様式1）
- (5) ワイヤーマッシュ柵・電気柵の納品書の写し
- (6) ワイヤーマッシュ柵・電気柵の納入写真
- (7) ワイヤーマッシュ柵・電気柵の成工写真
- (8) その他事業実施に必要な書類

（注）1 事業計画書には、（1）、（2）及び（3）を添付すること。

2 事業完了報告書には、（2）、（3）、（4）、（5）、（6）、（7）、（8）を添付すること。ただし、（2）については、事業計画書提出時に添付されていないものに限る。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

(注) 自署によるものとするが、様式第1号の裏面として使用する場合は、ワープロソフト等により記名してもよい。

別紙様式 1

1 非狩猟期における有害鳥獣捕獲

(任意でホームページに公開したときはその写しの提出をもって代えることもできる。)

【非狩猟期（4月～10月）】有害鳥獣捕獲で捕獲されたイノシシに関するデータ

番号	捕獲月日	捕獲場所 (住所等)	雌雄	体重(kg)	頭胴長(cm)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

(注) 1 有害鳥獣捕獲委託事業(国庫)及び捕獲報償金交付事業で有害鳥獣捕獲されたイノシシについて記入すること。

2 捕獲場所の区分は、町・字等被害防止計画の見直しに資する範囲で市町(協議会)が設定すること。

3 備考の欄には捕獲方法(銃器、箱わな、くくりわな、その他)を記載すること。

4 必要に応じて欄を追加すること。

【非狩猟期（4月～10月）】有害鳥獣捕獲で捕獲されたアライグマに関するデータ

番号	捕獲月日	捕獲場所 (住所等)	雌雄	体重(kg)	頭胴長(cm)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

(注) 1 有害鳥獣捕獲委託事業(国庫)及び捕獲報償金交付事業で有害鳥獣捕獲されたアライグマについて記入すること。

2 捕獲場所の区分は、町・字等被害防止計画の見直しに資する範囲で市町(協議会)が設定すること。

3 備考の欄には捕獲方法(わな、その他)を記載すること。

4 必要に応じて欄を追加すること。

2 狩猟期における有害鳥獣捕獲

(ホームページの写しの提出をもって代えることもできる。)

市町の有害捕獲従事者数

市町名	人数
	人
	人
	人
計	人

イノシシに係る捕獲場所※ごとのわなの数

※捕獲場所の区分は、町・字等被害防止計画の見直しに資する範囲で市町(協議会)が設定すること。

捕獲場所	わなの数	捕獲場所	わなの数	捕獲場所	わなの数
				計	

【狩猟期（11月～3月）】有害鳥獣捕獲で捕獲されたイノシシに関するデータ

番号	捕獲月日	捕獲場所 (住所等)	雌雄	体重 (kg)	頭胴長(cm)	備考	捕獲に要 した日数
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

- (注) 1 有害鳥獣捕獲委託事業(国庫)及び捕獲報償金交付事業で有害鳥獣捕獲されたイノシシについて記入すること。
- 2 捕獲場所の区分は、町・字等被害防止計画の見直しに資する範囲で市町(協議会)が設定すること。
- 3 備考の欄には捕獲方法(銃器、箱わな、くくりわな、その他)を記載すること。
- 4 捕獲日数は、箱わなの場合は捕獲のためにエサやりを開始してから捕獲まで要した日数、くくりわなの場合は設置してから捕獲までに要した日数とする。銃器の場合は記載不要
- 5 必要に応じて欄を追加すること。

【狩猟期（11月～3月）有害鳥獣捕獲で捕獲されたアライグマに関するデータ

番号	捕獲月日	捕獲場所 (住所等)	雌雄	体重(kg)	頭胴長(cm)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

(注) 1 有害鳥獣捕獲委託事業(国庫)及び捕獲報償金交付事業で有害鳥獣捕獲されたアライグマについて記入すること。

2 捕獲場所の区分は、町・字等被害防止計画の見直しに資する範囲で市町(協議会)が設定すること。

3 備考の欄には捕獲方法(わな、その他)を記載すること。

4 必要に応じて欄を追加すること。

様式第2号

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所
氏名

令和 年度佐賀県イノシシ等被害防止対策事業変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知のあった令和
年度佐賀県イノシシ等被害防止対策事業について、下記理由により、事業の内容及び
経費の配分を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県
補助金等交付規則及び佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金交付要綱の規定
により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更の理由

- （注）1 金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は消去すること。
2 「関係書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前と変更後を比較できるよ
う、変更前を上段に（ ）書きすること。

様式第3号

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所
氏名

令和 年度佐賀県イノシシ等被害防止対策事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった令和 年度佐賀県イノシシ等被害防止対策事業について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業の成果
- 2 事業の内容、経費の配分及び収支精算書（別紙1）
- 3 事業完了報告書（別紙2）
- 4 イノシシ等有害鳥獣による農作物被害金額の現状、目標及び実績

現状（A） （令和 年度）	目標（B） （令和 年度）	実績（C） （令和 年度）	増 減	
			B－A	C－B
千円	千円	千円	千円	千円

（注）1 被害金額は、事業主体が任意団体の場合のみ記入する。

（注）2 目標及び実績の年度は、事業実施年度とする。

- 5 事業完了年月日 令和 年 月 日

（注）記以下（4を除く）は、補助金交付申請書に準じて作成すること。

様式第 4 号

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所
氏名

令和 年度佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金に係る仕入れ
控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった令和 年度佐賀県
イノシシ等被害防止対策事業費補助金について、佐賀県イノシシ等被害防止対策事
業費補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 佐賀県補助金等交付規則第 13 条に基づく確定額 金 円
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2) 金 円

様式第5号

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所
氏名

令和 年度佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった令和 年度佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
内訳		
確定額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

振込先

金融機関名

預金種類

口座番号

よみがな
口座名義人

(注) 精算払の場合の様式である。

様式第 6 号

番 号
令和 年 月 日

佐賀県知事 様

申請者 住所
氏名

令和 年度佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和 年度佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
内訳		
交付決定額	金	円
交 付 済 額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

振込先

金融機関名

預 金 種 類

口 座 番 号

よ み が な
口座名義人

- (注) 1 概算払の場合の様式である。
2 別表の区分 3 又は 4 の事業を実施した場合は、ワイヤーメッシュ柵・電気柵・わなの納品書の写し及び納入写真を添付する。